

※	発信年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
処理事項	通信日付印	確認			



令和 年 月 日

申告年月日
年 月 日

八千代市長

所在地 本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記 (電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円			
(ふりがな) 法人名	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額				
(ふりがな) 代表者氏名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				
(ふりがな) 経理責任者氏名	前期末現在の 資本金等の額				

年 月 日から 年 月 日までの

事業年度又は
連結事業年度分の市町村民税の予定申告書

※

摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額		①			00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		②			00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③		④			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
	円 × ⑤ / 12	⑥			00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④ + ⑥		⑦			00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等

当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数

名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		こ の 申 告 の 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億	百万	千 円
法人税割額	⑩	指 場	区 名	※ 区コード	月数
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	定 合 都 の 市 に ⑥ 申 の 告 計 算	従業者数	人	均等割額
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫				円
外国の法人税等の額の控除額	⑬				00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭				00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮				00
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯				00
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰				00
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱				00

関与税理士 署 名 (電話)

※	発信年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
処理事項	通信日付印	確認			



令和 年 月 日

申告年月日
年 月 日

八千代市長

所在地 本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記 (電話)	事業種目				
(ふりがな) 法人名	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千
(ふりがな) 代表者氏名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				
(ふりがな) 経理責任者氏名	前期末現在の 資本金等の額				

年 月 日から 年 月 日までの

事業年度又は
連結事業年度分の市町村民税の予定申告書

※

摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額	①				0 0
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②				0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③				0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④				0 0
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月			
円 × ⑤ / 12	⑥				0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ④ + ⑥	⑦				0 0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等

当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数

名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		こ の 申 告 の 期 間		年 月 日から
				年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間		年 月 日から
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		年 月 日まで
法人税割額	⑩	指 場	区 名	※ 区コード
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	定 合 都 の 市 に ⑥ 申 の 告 計 算	月数	従業者数
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫			人
外国の法人税等の額の控除額	⑬			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮			
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯			
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰			
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱			
				円
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0

関与税理士 署 名 (電話)